

令和 2 年 6 月 前 期 定 例 会 議 事 録

- ・開催日時 令和 2 年 6 月 10 日（水曜日） 13 時 53 分～16 時 22 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）中野委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）稲富事務局長（報告事項 3 を除く）角田副事務局長
森岡人事主幹 鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

議事事項

1 令和 2 年 5 月 後 期 定 例 会 議 事 録 について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について

令和 2 年 6 月定例議会に提案される条例（案）について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第 48 号議案佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の患者の救護等に従事した職員について、特殊勤務手当の特例措置を講じるため。

2 改正の内容

当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症の患者の救護、当該感染症の病原体の付着した物件の処理、当該感染症の患者を療養させるため知事が借り上げた施設の内部における患者の生活支援その他の作業のうち人事委員会規則で定める作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給するものとし、その手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、4,000 円を超えてはならないものとした。（附則第 5 項及び第 6 項関係）

3 施工期日

公布の日から施行（令和 2 年 2 月 1 日から適用）

4 検討内容

国においては、令和2年3月18日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、特例として作業に従事した日一日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の防疫等作業手当が措置されたところである。

また、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」（令和2年4月21日付け総行給第15号給与能率推進室長通知）において、「特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例は、「新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるもの」を作業場所の要件とし、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象として支給されるもの」であるが、「全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見られる中、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当しうる」と示されたところである。

本県においても、新型コロナウイルス感染症の発生により、新型コロナウイルス感染症の患者の救護や無症状者等受け入れ施設での生活支援など、感染リスクに直面しながら厳しい勤務環境の中で平常時には想定されないような作業が発生しており、これらの作業を行った場合、特殊勤務手当の特例として支給される国の取扱いを踏まえ、また、宿泊施設での受け入れ支援を行っている他の自治体の取扱いも考慮し、国の手当額を上限として特殊勤務手当の特例を措置するものとなっている。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、当該手当の特例については、国及び他の都道府県の手当の状況を総合的に勘案したものとなっている。

以上のことから、異議ないものと考えられる。

3 令和2年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

（1）短期大学卒業程度

臨床検査技師（2名程度）

生活指導員（5名程度）

計 7 名程度

(2) 高等学校卒業程度

行政 (10 名程度) 教育行政 (2 名程度) 警察事務 (5 名程度)
電気 (1 名程度) 総合土木 (7 名程度) 建築 (2 名程度) 農業 (3 名程度)
林業 (2 名程度)
計 32 名程度

2 受験資格

(1) 短期大学卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成 5 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 臨床検査技師は臨床検査技師免許の取得者又は令和 3 年 8 月 31 日までに免許
取得見込みの者

ウ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない者の要件をいずれも満た
す者とする。

(2) 高等学校卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、学校教
育法に規定する大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに
卒業見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) は除く。

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない
者

3 試験の方法及び評価

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験に分けて行い、第 2 次試験は第 1 次試験合格者に
ついて行う。

(1) 短期大学卒業程度

ア 第 1 次試験

教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問
題数は 50 問で、80 点満点とし、時間は 2 時間 30 分とする。なお、点字試験の
場合は 3 時間 45 分とする。

(イ) 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問
題数は 40 問で、120 点満点とし、時間は 2 時間とする。なお、点字試験の場合
は 3 時間とする。

(ウ) 第 1 次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者につい
て、教養試験及び専門試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順

に定め、令和2年10月9日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

(ア) 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

(2) 高等学校卒業程度

ア 第1次試験

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、電気、総合土木、建築、農業、林業については教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は50問で、行政、教育行政及び警察事務の試験区分については200点満点、電気、総合土木、建築、農業、林業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ) 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、展示試験のばあいは3時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験、電気、総合土木、建築、農業、林業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和2年10月9日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

(ア) 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。なお、点字試験の場合は1時間30分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和2年11月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込の受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

令和2年8月3日(月)9時から8月21日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込 令和2年8月3日(月)から8月21日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

令和2年8月3日(月)から8月21日(金)までとする。ただし、8月21日(金)の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 令和2年9月27日(日) 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 令和2年10月中旬～下旬 県庁新館会議室ほか

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

4 令和2年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)(民間企業等職務経験者)実施要綱について

概要について事務局が説明し、一部修正した上で決定した。

【説明】

1 試験区分、採用予定者数及び職務内容等

試験区分 (職種)	採用後の 職位	採用 予定者数	職務内容	特に求める経験等
U J I ターン枠 (行政)	係長級	26名程度	主として知事部局において、これまで培ってきた知識・経験が活かせるような業務をはじめ、能力・適性・実績に配慮した分野での事務	佐賀県外の民間企業等での職務経験を通して培った「意欲」、「経営感覚・コスト意識」、「柔軟な発想力」、「コミュニケーション能力・対人折衝能力」、「政策立案能力」、「業務遂行能力」、「組織運営能力」
	主事級			佐賀県外の民間企業等での職務経験を通して培った「意欲」、「経営感覚・コスト意識」、「柔軟な発想力」、「コミュニケーション能力」、「政策立案能力」、「業務遂行能力」
U J I ターン枠 (総合土木)	係長級	2名程度	主として知事部局における土木工事及び農業土木工事の企画・設計・施工管理等の業務	土木工事及び農業土木工事に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
U J I ターン枠 (建築)	係長級	1名程度	主として知事部局における建築物の企画・設計・施工管理等の業務	建築に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
U J I ターン枠 (農政)	係長級	2名程度	主として知事部局における農政の企画・立案、農業指導等の業務	農政に関する企画、立案、農業指導等の専門的業務に従事した経験
社会人経験枠 (行政)	主事級	4名程度	主として知事部局における多様な事務 (ただし、配属先の決定に当たっては、活動内容や経験を考慮する	社会における経験を通して培った「企画力」、「コミュニケーション能力」、「行動力」、「発想力」等 「社会における経験」の例： JICA、地域おこし協力隊、企業・団体、NPO活動

			場合がある)	等での経験等
社会人経験枠 (教育行政)	主事級	3名程度	教育委員会事務局、県立学校、市町立小・中・義務教育学校における企画立案等の業務	社会における経験を通して培った「企画力」、「コミュニケーション能力」、「行動力」、「発想力」等 「社会における経験」の例：JICA、地域おこし協力隊、企業・団体、教育機関、NPO活動等での経験等

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

(1) UJIターン枠

ア 係長級

昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

主事級

昭和36年4月2日以降に生まれた者

イ 県外に登記上の本店を置く民間企業等(国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。)における職務経験が令和2年6月末日現在で通算して5年以上ある者
なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

(ア) 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間(アルバイト、パートタイムの期間は除く。)

(イ) 職務経験が複数の場合には通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

ウ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

(2) 社会人経験枠

ア 昭和46年4月2日以降に生まれた者

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

求める社会経験の例としては、JICA、地域おこし協力隊、企業・団体、NPO活動等が考えられるが、幅広い分野を対象に様々な社会経験を有する者が受験できるものとする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験、第2次試験及び最終試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について、最終試験は第2次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

UJIターン枠の行政（係長級）及び行政（主事級）並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については書類選考を行い、UJIターン枠の総合土木、建築及び農政の試験区分については専門試験を行う。また、UJIターン枠の建築の試験区分については、一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格保有者に加点を行う。

ア 書類選考

職務経験や社会経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

イ 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は30問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

ウ UJIターン枠の建築の試験区分における一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格を保有する者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格の証明書を確認の上、資格の有用性等に応じて、12点を限度として加点する。

- ・一級建築士：12点
- ・1級建築施工管理技士：6点

エ 第1次試験合格者の決定

UJIターン枠の行政（係長級）及び行政（主事級）並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については、職務経験や社会経験、実績等について審査し、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和2年9月18日（金）に発表を行う。なお、アピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない者は不合格とする。

また、UJIターン枠の総合土木、建築及び農政の試験区分については、専門試験の得点（一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格保有者は当該加点点数を加えた得点）により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和2年9月9日（水）に発表を行う。なお、専門試験の得点が一定の基準に満たない者は不合格とする。

(2) 第2次試験

UJIターン枠は面接試験を行う。社会人経験枠は論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

イ 面接試験

面接員 2 名の個別面接により人物評価を行い、200 点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

ウ 第 2 次試験合格者の決定

U J I ターン枠は、面接試験 に合格となった者について、面接試験 の得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和 2 年 10 月下旬に発表を行う。

社会人経験枠は、論文試験及び面接試験 のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験 のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和 2 年 10 月下旬に発表を行う。

(3) 最終試験

U J I ターン枠は論文試験及び面接試験 を行う。社会人経験枠は面接試験 (プレゼンテーションの審査を含む) を行う。

ア 論文試験

一般的課題 1 題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100 点満点で評定する。時間は 1 時間 30 分とする。なお、点字試験の場合は 2 時間 15 分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

イ 面接試験

面接員 3 名の個別面接により人物評価を行い、300 点満点で評定する。

なお、評定に当たっては、事前に出題した一般的課題 1 題に対するプレゼンテーション及び質疑応答による説明能力、質疑への対応能力等の評価を盛り込む。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

4 最終合格者の決定

U J I ターン枠は、論文試験及び面接試験 のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験 のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和 2 年 11 月下旬に発表を行う。

社会人経験枠は、面接試験 に合格となった者について、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和 2 年 11 月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4 の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

7 受付期間

(1) U J I ターン枠の行政 (係長級) 及び行政 (主事級) 並びに社会人経験枠の行政及び教育行政

令和 2 年 7 月 6 日 (月) 9 時から同年 8 月 21 日 (金) 17 時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) U J I ターン枠の総合土木、建築及び農政

令和2年7月6日(月)9時から同年7月27日(月)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験

ア U J I ターン枠の行政(係長級)及び行政(主事級)並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分
書類選考を行う。

イ U J I ターン枠の総合土木、建築及び農政の試験区分
令和2年8月23日(日)
佐賀市、東京都

(2) 第2次試験

ア U J I ターン枠
令和2年10月中旬(予定)
佐賀市、東京都

イ 社会人経験枠
令和2年10月上旬(予定)
佐賀市

(3) 最終試験

ア U J I ターン枠
令和2年11月上旬~中旬(予定)
論文試験は11月上旬(予定)
佐賀市、東京都(論文試験のみ)

イ 社会人経験枠
令和2年11月中旬(予定)
佐賀市

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

報告事項

1 令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事)の選択結果について

令和元年度に実施した採用試験の最終合格者に係る任命権者(知事)の選択結果について、事務局から報告した。

2 令和2年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について

令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について、事務局から報告した。

3 令和2年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について

試験区分ごとの申込者数について、事務局から報告した。

試験区分	令和2年度			令和元年度			申込者数の増減	
	採用 予定者数	申込者数	倍率	採用 予定者数	申込者数	倍率	b - e (人)	b / e (%)
	a (人)	b	c b / a	d (人)	e	f e / d		
行政	23	217	9.4	29	218	7.5	▲ 1	99.5%
教育行政	15	57	3.8	20	109	5.5	▲ 52	52.3%
警察事務	5	32	6.4	3	24	8.0	8	133.3%
心理	3	12	4.0	2	6	3.0	6	200.0%
電気	2	3	1.5	-	-	-	-	-
総合土木	10	31	3.1	10	35	3.5	▲ 4	88.6%
建築	5	9	1.8	2	8	4.0	1	112.5%
化学	1	14	14.0	3	21	7.0	▲ 7	66.7%
農政	10	32	3.2	16	28	1.8	4	114.3%
林業	3	7	2.3	1	2	2.0	5	350.0%
水産	1	7	7.0	1	4	4.0	3	175.0%
保健師	5	18	3.6	2	15	7.5	3	120.0%
管理栄養士	1	12	12.0	-	-	-	-	-
少年補導職員	-	-	-	1	1	1.0	-	-
合計	84	451	5.4	90	471	5.2	▲ 20	95.8%

その他

- 1 行事予定について
- 2 令和2年職種別民間給与実態調査について